#### 鉾田市下水道事業公告

下記業務について,条件付一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので,地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により,次のとおり公告する。

令和7年10月31日

鉾田市下水道事業 鉾田市長 岸田 一夫

- 1 入札対象業務
- (1)業務名 鉾田市農業集落排水処理施設運転管理等業務委託
- (2) 履行場所 鉾田市 烟田 地内 外
- (3) 仕 様 仕様書による
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- 入札参加形態
  単体のみとする。
- 3 入札参加資格
- (1) 鉾田市競争入札参加資格者名簿(令和 7・8 年度)の業種区分(物品・製造等)の大分類 「役務提供」中分類「建築物の管理(2)」小分類「浄化槽保守点検」に登録されている こと。
- (2) 茨城県内に本店,支店又は営業所を有すること。
- (3) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 61 年茨城県条例第 3 号) に規定する登録を受けていること。
- (4) 農業集落排水処理施設において,過去10年間に3年以上継続して施設運転管理業務の完工 実績がある者であること。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。
- (6) 次の資格を有する技術者を配置できること。
  - ・浄化槽法に定める技術管理者の有資格者
  - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の有資格者
  - ・日本下水道事業団が行う第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験(処理施設)の合格者並びに下水道管理技術認定試験(管路施設)の合格者
  - ·第1種電気工事士
  - ・入札参加申請のあった日において、引き続き3ヵ月以上の雇用関係がある者
- (7) 施設のトラブルや不測の事態に備えて、当施設まで1時間以内で到着できる技術者を配置できること。

- (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鉾田市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (9) 公告の日から契約締結前の間において、鉾田市建設工事等の契約事務に関する規程に基づく鉾田市の指名停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (11) 手形交換所による取引停止処分,主要取引先からの取引停止等が無いこと。
- (12) 市町村の納税義務に対し完納していること。

#### 4 設計図書の閲覧

- (1)期間:公告日から令和7年11月18日までとする。設計図書は、鉾田市ホームページに公開するので、ダウンロードすること。(ホーム>くらし・手続き>下水道・農集排・浄化槽>入札・契約)
- 5 設計図書(仕様書)に対する質疑
- (1) 提出期限:令和7年11月7日午後4時まで(閉庁日除く)
- (2) 様 式:任意
- (3) 提出 先: 鉾田市下水道課に E-mail(gesuidou@city.hokota.lg.jp)または fax (0291-32-8382)でのみ受付けるものとする。なお、送信後電話で下水道課 (元0291-32-8381)へ確認すること。
- (4) 回 答: 令和7年11月11日に鉾田市ホームページに掲載する。 (ホーム>くらし・手続き>下水道・農集排・浄化槽>入札・契約)

# 6 入札参加申請等

- (1) 入札参加申請: 令和7年11月13日から令和7年11月14日の午前9時から午後4時までに、鉾田市下水道課へ次の書類をE-mail(gesuidou@city.hokota.lg.jp)またはfax(0291-32-8382)により提出すること。なお、送信後電話で下水道課(TEL0291-32-8381)へ確認すること。
  - ①一般競争入札参加申請書(様式第3号の1)
  - ※様式は,鉾田市ホームページの公告欄からダウンロードすること。 (ホーム>くらし・手続き>下水道・農集排・浄化槽>入札・契約)

### 7 入札方法等

- (1) 入札方法:郵便入札とする。別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」に基づき入札する こと。
- (2) 提出期限:令和7年11月18日(火)午後4時 必着
- (3)入 札 書:指定入札書とする。

- ①入札書様式取得方法
- ・鉾田市ホームページの公告欄からダウンロードすること。 (ホーム>くらし・手続き>下水道・農集排・浄化槽>入札・契約)
- ②入札書記載金額
- ・入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び 地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。
- ・入札金額に際しては、本業務の総額(税抜)を記載し、内訳として月額価額 (税抜)(1円未満切捨て)を記載すること。
- ③任意の3桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札用封筒:別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い」に基づき作成すること。
- (5) その他:鉾田市建設工事等の契約事務に関する規程等関係法令を遵守すること。
- 8 積算内訳書の提出 提出の必要なし。
- 9 開 札
- (1) 開札日時: 令和7年11月19日 午前9時12分
- (2) 開札場所:鉾田市役所3階第3会議室(鉾田市鉾田1444-1)
- 10 落札候補者の決定方法
- (1) 予定価格の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。ただし、初度(1回目)の入札で、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、1回目の入札参加者に再度通知し、再度(2回目)入札も郵便入札にて行うものとする。
- (2) 初度(1回目)の入札で無効となった者は、再度(2回目)入札には参加できない。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別紙「様式第1号郵便入札の取扱い」により、くじにより決定する。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1)入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 12 業務委託契約書の作成 要する。返送用封筒を同封のうえ、郵送にて提出すること。
- 13 支払い条件
- (1) 前払い金 なし。
- (2) 部 分 払 なし。

#### 14 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限:開札日を含め2日以内(閉庁日除く)
- (2) 提出場所: 鉾田市役所下水道課
- (3) 提出方法: E-mail:gesuidou@city.hokota.lg.jp または fax(0291-32-8382)により提出すること。なお、送信後電話で下水道課(元0291-32-8381)へ確認すること。

# (4) 提出書類

- ①一般競争入札参加資格審查申請書(様式第3号)
- ②茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 61 年茨城県条例第 3 号)に規定する 登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③入札参加資格にある実績の分かる書類の写し(契約書の写し)
- ④下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であることを証明する書類の写し
- ⑤配置技術者の資格証及び雇用関係の分かる書類の写し
- ⑥配置技術者が当該施設まで1時間以内に到着できることを証明する書類の写し
- ⑦未納がないことの証明書の写し(市町村税に関し滞納が無いことを証する書類の写し(公 告日以降に発行したもの。))

(市町村税(落札候補者の所在する市町村が課税する法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税・市町村県民税。ただし、納税義務がある特別徴収分は契約締結予定日の前々月分までとする。))

# 15 落札者の決定

- (1) 入札参加資格を証明する書類について資格審査した結果,落札候補者が資格要件を満たしていると認められた場合は、申請書受理日を含め3日以内(閉庁日除く)に落札者として決定する。
- (2) 入札参加資格審査の結果,入札参加資格がないと認められた場合には,次順位者を落札候補者とし,この者につき改めて入札参加資格の審査を行い,落札者が決定するまで行う。

#### 16 その他契約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第 214 条の規定による債務負担行為に基づく契約 (3 年) とし、各会計年度における委託代金の支払予定額により支払うものとする。

#### 17 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は,無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のないものがした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (4) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 一般書留・簡易書留・配達証明以外の方法で入札書を提出した入札

- (6) 別紙「様式第1号 郵便入札の取扱い 第5条」に規定する郵便用指定封筒以外の封筒で 入札書を郵送した入札
- (7) 入札書が指定した到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) 指定した郵便封筒記載の工事名,業務名又は差出人名と同封された入札書の工事名,業務 名又は入札者が相違する入札
- (9) 指定した郵便封筒に工事名,業務名又は差出人が記載されていない入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者 が認めた場合の入札
- (12) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

# 18 その他

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) その他詳細,不明な点については次に照会のこと。
- ①公告の内容について

鉾田市 上下水道部下水道課 Tm.0291-32-8381

②業務の内容について

鉾田市 上下水道部下水道課

Tel 0291-32-8381

(3) この公告は、鉾田市ホームページにも掲載する。 http://www.city.hokota.lg.jp/